

農地法第4・5条の規定による許可申請に必要な添付書類

必要書類	部数	添付書類の申請・取得	申請者 チェック	事務局 チェック
農地法第4条の規定による許可申請書 農地法第5条の規定による許可申請書	2部(4条) 3部(5条)	農業委員会		
土地登記簿謄本(登記事項全部証明書) 公 図	各1部	法務局 (発行3カ月以内の原本)		
配置図・見取り図・平面図 浄化槽の設置場所、排水処理計画、雨水・汚水等の流出を防ぐための擁壁等も記載すること	1部	設計士等		
資金計画書	1部	農業委員会		
融資証明書又は残高証明書(通帳の写し可) 融資申込書・融資相談受付書等の添付は、資力証明資料としては不可、仮審査の承認通知は可	1部	金融機関等		
本人確認書類 (申請者全員分の運転免許証等のコピー)	各1部	申請者等		
代替地検討書(様式第5号の14)	1部	農業委員会		
確認事項 農地転用許可と開発許可等関連して法令に定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合、要件が整わなければ許可が下りません。農地転用許可申請と同時に申請手続きも行ってください。	1部	農業委員会		

その他必要に応じて必要な書類					
必要書類と必要な場合		部数	添付書類の申請・取得	申請者 チェック	事務局 チェック
住民票抄本	譲受人が南城市外住所の場合	1部	市町村住民登録担当課		
住民票抄本 又は戸籍附票	譲渡人の現住所が登記簿記載の住所と異なる場合	1部	市町村住民登録担当課		
法人登記簿謄本 又は定款の写し	譲受人が法人の場合 定款の写しの場合「原本を相違ないことを証明する」と記入し法人の実印(丸印)を捺印する。	1部	各法人		
事業計画書	資材置場・駐車場・太陽光等発電設備・倉庫・工場・農業用施設等の場合・	1部	農業委員会		
内面積確認書	未分筆で内面積申請の場合	1部	農業委員会		
求積図 分筆測量図	未分筆で内面積申請の場合	1部	測量士等		
宅地建物取引業者の免許の写し	建売住宅の場合	各1部	各法人		
委任状	申請人以外の代理申請の場合	1部	農業委員会窓口 ※独自の様式でも可		

※申請内容により確認のための資料を上記以外に別途要求する事があります。
詳しくは添付書類詳細をご確認ください。

※申請締め切り日は、毎月10日(土日祝日等の閉庁日にあつては翌開庁日)になります。

※書類の内容に不備がある、不足がある等の場合は申請受付できませんのでご注意ください。

※開発許可等他法令での許可を要する場合、転用許可に日数を要する場合がございます。

お問い合わせ先 南城市農業委員会事務局 TEL: (098) 917-5359(直通)